

2016年12月9日

2016年12月定例会 一般質問

民進党・県政クラブの田辺一城です。通告に従い、政務調査に基づき、一般質問をさせていただきます。今回は、白血病等の血液疾患に有効な骨髄移植ドナー登録の推進における県の役割と、障がいのある子どもたちを放課後や休日に預かり発達支援を行う放課後等デイサービスを中心に障がいのある子どもの支援の充実について、知事と教育長に質問しますので、よろしくお願いいたします。

<骨髄ドナー登録の推進と県の役割>

12月4日の日曜日の午後、私は名古屋市内で開催された白血病と骨髄移植を考えるパネルディスカッションに参加し、ドナーとして骨髄を2度提供した経験のある男性の発した言葉からあらためて学びました。

「医者じゃない、医療的な技術を何も持っていない自分が、重い病気を治す大事なお手伝いができるという喜びを感じました。感動というか、達成感というか、この先の人生で、僕が何を成し遂げても、あの気持ちになれることはきっとないだろうと思います。そういうチャンスをもたらったことに感謝しています」

同じパネルの中で、「あいち骨髄バンクを支援する会」の水谷久美さんも、骨髄バンクのドナー登録のしおりの表紙に「チャンス」と大きく示されていることに触れながら、「チャンスというと、患者さんが生きるチャンスというイメージがありますが、ドナーさんにとってのチャンス」とおっしゃっていました。医療取材を手掛けている中日新聞編集委員の安藤昭夫記者も、ドナー体験のある女性が「骨髄バンクって提供者のためにあるんだ、とさえ思いました」と語ったことを紹介してくれました。

この社会に生きる私たち一人一人が、一人一人の命を助けることができる。それが骨髄バンク事業です。日本では「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に基づき、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、日本赤十字社や地方自治体の協力で行われており、平成28年9月末現在、ドナー登録者数は46万5255人となっています。しかし、ドナー登録の年間の受付件数は年々減少傾向にあり、その一方で、登録可能年齢が18歳～54歳であることから55歳となって登録が取

り消しとなる数は増加傾向にあります。平成 27 年度の取り消し者数はついに 2 万人を超えました。そして、登録者を年齢別に見ると 40 歳代が多く、若年層が極端に少ない傾向も顕著です。このまま放置すると、ドナー数は確実に減少していくことが危惧されます。若年層へのアプローチの強化が急務であり、埼玉県では公立・私立を問わず、県内全ての高校卒業生に啓発のチラシを配布しています。

骨髄バンクに話を聞くと、最も重大な課題のひとつとして挙げられるのが、骨髄移植の前提となる患者とドナーとの白血球の型が一致する「HLA適合率」と、実際に移植に至る「移植率」の乖離です。平成 27 年を見ると、適合率が 95.9%と高いにもかかわらず、移植率は 54.6%にとどまっています。その結果、適合する人が複数見つかったとしても移植に至らず、亡くなるケースがあります。そして、移植率が低い背景として指摘されているのが、休業の問題です。ドナーから骨髄を採取するには、健康診断などの通院や 3 泊 4 日の入院で合わせて約 1 週間が必要とされ、「仕事を休みにくい」「仕事を休むと収入に影響する」などと辞退せざるを得ない人が多いといえます。

こうしたことを受け、全国の市町村では、ドナーへの助成制度を創設する動きが急速に広がっており、現在、197 の市町村で実施されています。この制度は、ドナーが骨髄を提供するための通院や入院について、1 日 2 万円で 7 日間を上限とする、つまり 1 回の提供につき 14 万円を限度として助成するケースが一般的となっています。なお、福岡県内では、柳川市、みやま市、新宮町、大木町の 4 市町が実施しています。

さらに、一部の都道府県が先行して市町村の後押しを始めています。東京都や埼玉県、京都府など 8 都府県が市町村に補助する制度を創設しており、このうち福岡県より少し規模の大きい埼玉県では、平成 26 年度から県内の市町村がドナーに助成をした場合、半額を県費で補助しています。驚くのが、埼玉県内の全 63 市町村が、県からの働きかけを受けて助成制度を導入し、行政から県民への「全县を挙げて、命を救いたいという県民の善意の気持ちを応援したい」という強いメッセージにもなっていることです。

なお、福岡県の状況を見ると、骨髄を提供したドナーの数は平成 25 年度 75 人、平成 26 年度 71 人、平成 27 年度 54 人となっています。

そこで、知事にお聞きします。

第一に、骨髄提供をめぐる現状と課題をどのように認識し、先行して制度を創設している都道府県や市町村の動きをどのように評価しているのか、お聞きします。そのうえで、福岡県として、県内の市町村が骨髄・末梢血幹細胞を提供したドナーに助成

を行う制度を創設するよう、現在制度のない全ての市町村に働きかけるべきだと考えますが、知事の考えをお聞きします。そのうえで、県として、こうした市町村を支援するための補助制度を創設すべきだと考えますが、知事の考えをお聞きします。

第二に、企業における取り組みの促進も重要です。骨髄ドナーとなった社員に対し、労働基準法による年次有給休暇や疾病治療休暇とは別に、ドナー休暇制度を設け、有給として取り扱う企業・団体が全国で 326 社あるとされています。こうした動きを県内企業に広げていくため、県として協力を求めていくべきと考えますが、知事の考えをお聞きします。

第三に、ドナーや患者の居住地が広域にわたることから、全国共通の制度が最終的なあるべき姿といえます。知事として、他の都道府県とも連携し、ドナーの休業補償制度を創設するよう国に求めるべきと考えますが、知事の考えをお聞きします。

この項の最後に、知事と教育長にお聞きします。県民が骨髄移植に関する正しい知識を得られるよう、特に若年層でドナー登録が少ない実態を踏まえ、若手社会人や高等教育現場における働きかけを強化すべきだと考えますが、それぞれ考えをお聞きします。

<障がいのある子どもの支援の充実>

障がいのある子ども、障がいのない子ども、教育を受け、社会で生きていくための基礎を築いていくことは、普遍の権利です。この基本認識に立ち、質問します。

まず、県立特別支援学校を 3 校新設する方針についてお聞きします。県教育委員会は 9 月定例会で、県立特別支援学校を 3 校新設し、古賀特別支援学校の通学区域である糟屋、宗像、遠賀と、太宰府特別支援学校の通学区域の筑紫、そして糸島市域を設置場所として検討していることを明らかにしました。

私は 2014 年 2 月定例会や 2015 年 9 月定例会で、県の整備計画における児童・生徒数の推計と現実の児童・生徒数に大きな差が生じていることや、現場における混乱などを示しながら、教育機会が保障されなくなっていることへの懸念と早急な対応を求めてきましたので、今回の方針は心から歓迎したいと思います。そのうえで、現場の皆さんから「新設までの間にも、当然、特別支援教育の必要な子どもたちがいる。この子どもたちへの対応をどのようにしていくのか、県教育委員会の考えが明らかになっ

ていないので知りたい」との声をいただいています。なお、県教委の明らかにしたところによると、知的障がいなどの特別支援学校の児童・生徒は今年度 2174 人と過去 10 年間で 54.7%増加しており、2025 年度にはさらに約 3 割増える見込みです。

そこで、教育長にお聞きします。

新設する学校について、いつの開校を目指し、場所の選定や設計など開設までどのような工程で進めていくのか、お聞きします。また、県立特別支援学校の受け入れられる児童・生徒は、今後 10 年間で 612 人増加すると見込んでおり、毎年度平均で 60 人程度ずつ増加し、確実に対応していく必要がありますが、県教育委員会として、3 校が新設されるまでの間、既存の特別支援学校の増改築などを含め、どのように受け入れ態勢を整え、特別支援教育の保障と就学支援を図っていくのか、お聞きします。

次に、放課後等デイサービスの現状と課題を指摘し、県として今後どのように改善していくのか、お聞きします。

放課後等デイサービスは平成 24 年度に児童福祉法に位置付けられた、障がいのある子どもたちへの新たな支援の形です。事業者が放課後や休日に、支援を必要とする子どもを受け入れ、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行います。子どもたちは、友だちと創作や運動、学習などのさまざまな経験をすることで、他者との信頼関係の構築、主体性や協調性、社会性の体得につなげていきます。先月から今月にかけて、福岡市や古賀市などで放課後等デイサービスを運営する複数の事業者の方々を訪ね、現場で話を聞かせていただきました。どこも、社会福祉士や精神保健福祉士など様々な資格と経験を持った方々が、それぞれの子どもたちの持っている力を引き出し、自立につなげるための支援のメニューを検討し、懸命に取り組んでらっしゃいました。

さて、厚生労働省が平成 27 年 4 月に都道府県知事や政令市長などに出した「放課後等デイサービスガイドライン」は、支援の質の向上を求めています。事業者の方々の話をお聞きしていると、このガイドラインで求められていることを実践し、より充実したサービスを提供したいものの、連携すべき相手である学校などで制度の趣旨が十分に理解されていないために、これが困難な実態などが明らかになりました。

そこで、知事と教育長にお聞きします。

第一に、放課後等デイサービスの指定事業者が全国で急増し、中には、利用実態がないのに報酬を受け取ったり、必要な職員を配置していないなどの不正も報告されています。事業者の指定権限は都道府県と政令市にあります。福岡県内の指定事

業所数も平成 24 年度に 54 カ所だったところ、平成 28 年度は 394 カ所と 7 倍以上の伸びとなっており、支援の質の確保は重要です。そこで、これまでに福岡県内で指定取り消しとなったケースはあるのか、知事にお聞きします。また、事業者が急増する中では、障がいの特性を理解せずに営利目的のみで参入する事業者も出てくるため、行政として、個々の事業者の施設の運営実態を確実に把握する必要がありますが、本県ではどのように調査をしているのか、知事にお聞きします。

第二に、放課後等デイサービスの事業者の多くは、国のガイドラインの趣旨にのっとり、支援の質の向上を意識しながら施設を運営していると理解しています。そうした事業者の中からは、保護者への制度の浸透が行き届いていない実態があるとの意見も聞こえます。現在、放課後等デイサービスについて、どのように周知を図っているのか、知事にお聞きします。また、放課後等デイサービスを利用するためには、相談支援事業所の相談支援専門員に利用計画を作成してもらうといった手続きが必要ですが、行政の体制が十分ではないために、保護者が放課後等デイサービスに精通した相談支援専門員にアプローチすることが困難との声も聞きます。放課後等デイサービスを必要とする子どもの保護者が確実かつ円滑にサービスを受けられるよう、体制を整備する必要があると考えますが、知事の考えをお聞きします。

最後に、放課後等デイサービスを運営する事業者からは、個々の子どもに応じた切れ目のない支援を行っていくためには「学校との連携」を積極的に図っていくことが重要であるにも関わらず、現状では、普通学校における特別支援教育コーディネーターが多忙で接点を持つことが困難であったり、管理職や一般教員に制度の趣旨が理解されていなかったりする実態があるとの声も上がっています。また、保護者に対して、教育の側からも就学前健診や入学時などの機会を捉え、制度を確実に説明すべきと考えます。こうしたことについて改善を図る必要があると思いますが、教育長の考えをお聞きします。そのうえで、実際に放課後等デイサービスを利用する子どもについて、事業者と学校の教員が日々の情報を共有することや、学校行事や授業参観などには事業者側も参加できるようにするなど学校側が対応を取っていく必要があると考えますが、教育長の考えをお聞きします。